令和６年　第１回　日　之　影　町　議　会　定　例　会　会　議　録　（第４日）

令和６年３月19日（火曜日）

議事日程（第４号）

令和６年３月19日　午前10時00分開議

日程第１	議案第２号	日之影町犯罪被害者等支援条例の制定
日程第２	議案第10号	日之影町課設置条例の一部を改正する条例
日程第３	議案第13号	日之影町機能別消防団設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第４	議案第19号	普通財産の譲渡について（宮水工場）
		予算審査特別委員会委員長報告
日程第５	議案第21号	令和６年度日之影町一般会計予算
日程第６	議案第22号	令和６年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
日程第７	議案第23号	令和６年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
日程第８	議案第24号	令和６年度日之影町介護保険特別会計予算
日程第９	議案第25号	令和６年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議案第26号	令和６年度日之影町簡易水道事業会計予算
日程第11	議案第27号	令和６年度日之影町農業集落排水事業会計予算
日程第12	議案第28号	令和５年度日之影町一般会計補正予算（第９号）
日程第13	議案第29号	令和５年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）
日程第14	議案第30号	令和５年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
日程第15	議案第31号	令和５年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第16	議案第32号	令和５年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
日程第17	議案第33号	令和５年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第18	報告第１号	専決処分事項の報告について（専決第１号）（工事請負変更契約の締結について）
日程第19	報告第２号	専決処分事項の報告について（専決第２号）（工事請負変更契約の締結について）
日程第20	議案第34号	工事請負契約の締結について（日之影町旧庁舎跡地整備工事）
日程第21	発議第１号	日之影町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定
日程第22	発議第２号	日之影町議会基本条例の一部を改正する条例
日程第23	発議第３号	監査請求に関する決議

日程第24　報告　公立病院の広域医療等に関する特別委員会中間報告

日程第25　議長発議　閉会中の継続調査の申し出について

日程第26　議長発議　議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第２号　日之影町犯罪被害者等支援条例の制定

日程第２　議案第10号　日之影町課設置条例の一部を改正する条例

日程第３　議案第13号　日之影町機能別消防団設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

日程第４　議案第19号　普通財産の譲渡について（宮水工場）

予算審査特別委員会委員長報告

日程第５　議案第21号　令和６年度日之影町一般会計予算

日程第６　議案第22号　令和６年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算

日程第７　議案第23号　令和６年度日之影町奨学資金事業特別会計予算

日程第８　議案第24号　令和６年度日之影町介護保険特別会計予算

日程第９　議案第25号　令和６年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算

日程第10　議案第26号　令和６年度日之影町簡易水道事業会計予算

日程第11　議案第27号　令和６年度日之影町農業集落排水事業会計予算

日程第12　議案第28号　令和５年度日之影町一般会計補正予算（第９号）

日程第13　議案第29号　令和５年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）

日程第14　議案第30号　令和５年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第15　議案第31号　令和５年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第16　議案第32号　令和５年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

日程第17　議案第33号　令和５年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第18　報告第１号　専決処分事項の報告について（専決第１号）（工事請負変更契約の締結について）

日程第19　報告第２号　専決処分事項の報告について（専決第２号）（工事請負変更契約の締結について）

日程第20　議案第34号　工事請負契約の締結について（日之影町旧庁舎跡地整備工事）

日程第21　発議第１号　日之影町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定

日程第22　発議第２号　日之影町議会基本条例の一部を改正する条例

日程第23　発議第３号　監査請求に関する決議

日程第24　報告　公立病院の広域医療等に関する特別委員会中間報告

日程第25　議長発議　閉会中の継続調査の申し出について

日程第26　議長発議　議員派遣について

出席議員（８名）

１番　久保　優一君	２番　小谷　幸治君
３番　小川　輝久君	５番　甲斐　睦彦君
６番　一水　輝明君	７番　河野　　學君
８番　甲斐　徳仁君	９番　髙舘　英嗣君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　富士本浩一郎君　　録音係（総務課財政係長）　菊池　利彦君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	佐藤　貢君	副町長 ……	甲斐　敏弘君
教育長 ……	橋本　範憲君	総務課長 ……	押方　明弘君
地域振興課長 ……	工藤　富士君	会計管理者 ……	津隈　富美君
町民福祉課長 ……	押方　　誠君	税務課長 ……	谷川　　靖君
農林振興課長 ……	平川　誠二君	建設課長 ……	佐藤　　尚君
保健センター所長 ……	甲斐　康弘君	病院事務長 ……	甲斐しおり君
教育次長 ……	平川　浩二君	代表監査委員 ……	小林　政隆君

午前10時00分開議

○議長（髙舘　英嗣君）　おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ、議会傍聴においでいただきまして誠にありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第１．議案第２号

○議長（髙舘　英嗣君）　日程第１、議案第２号日之影町犯罪被害者等支援条例の制定を議題とし、

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　それでは、質問させていただきます。

まず、初めに、本町において、この日之影町犯罪被害者支援条例を制定するに至った経緯をお答えいただきたいと思います。

○議長（髙舘　英嗣君）　答弁を許します。総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　それでは、久保議員の質問にお答えいたします。

国におきましては、平成１７年の４月に犯罪被害者等基本法というのが制定されました。それを受けまして、国のほうにも、例えば被害に遭ったときの給付制度というのがございます。それの給付までに時間がやっぱり半年以上どうしてもかかるということで、それまでの間を埋めるために、それまでの期間の早めの支援ということで、全国の県とか町村のほうにも、警察とか弁護士等からの要望等もございまして、そういった中で全国的に、今、設置が進んでいるところでございます。

そういった中で、本町のほうも西臼杵の犯罪被害者等のネットワーク会議とかの協議もございましたし、また、警察署、弁護士等の組織の団体等からも要望等もあり、県内でもそういった制定の状況もあるということで、今回、制定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。河野學君。

○議員（７番　河野　　學君）　この前の全協のときでもちょっとお聞きしたんですけれども、総務課長がはっきりと答えてもらえなかったのでお伺いしますが、交通被害者です、これも犯罪被害者に入るのかどうか、また入らないとおかしいと思っているんです。例えば、飲酒運転で事故に巻き込まれたとか、無免許運転で事故に巻き込まれたとか、車検切れの車で事故に巻き込まれたとか、いろいろあると思うんですけれども、そういう交通被害者の場合はどうなるんですか、伺います。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　河野議員の御質問にお答えいたします。

交通事故関係につきましては、例えば無免許とか飲酒運転等の事故、危険運転致死傷等に該当する場合はこの法令の対象となります。ただ、過失による交通被害につきましては、この条文の対象にはならないということで整理をしているところでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　河野學君。

○議員（７番　河野　　學君）　過失とはどういう場合のことをいうんですか。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　普通に車運転を持たれている方が運転を普通にしている中で、ちょっと故意的、自分でぶつけてやろうじゃなくして、例えばちょっと脇見をしてぶつかったとか、そういったものを過失というふうに、事故ということで整理がされているところだというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　それでは質問させていただきますけれども、総合的、いや経済的負担の軽減という中にこの支援金の支給に関して必要な事項、これが制定をされたら新たな規則が発生するわけでありますけれども、この金額ですよ、この金額の算定根拠。これは県内の市町村の参考事例をそのまま抜粋したものだろうと思うんですが、ちなみに宮崎県２６市町村で、今回、うちがこれ条例制定が可決したとき、おおむね、何市町村がこの犯罪被害者の新たな条例制定になるような見込みですか。それとこの算定基準です、金額の。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　甲斐徳仁議員の御質問にお答えいたします。

算定基準につきましては県内同じような金額、全国的にも同じような金額で制定されているというふうに伺っております。やっぱりどうしても市町村間を超えて支援をする場合というところもございますので、そういったところで統一した金額で制定されているのではないかというふうに感じております。

それから、今回の市町村の状況でございますけれども、現在、制定されている市町村につきましては７市町村ということでございます。それで、今回、令和６年度中に制定されるところが７市町村です、７市町村、６年度中が。制定して施行されるところが７市町村。それから７年度に計画されているところが６市町村というふうにお伺いをしているところでございます。ですから、７年度までに制定済みとなる市町村が２０市町村ということで、今のところ予定がされているという状況でございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　今の説明で今後の状況等は分かったんですけれども、この条例の中の１５条の中からお尋ねをしたいと思いますけれども、この社会通念上適切でないという言葉が使われているじゃないですか、１５条の一部の中です。これはどういうふうに解したらいいんでしょうか。この社会通念上適切でないという文言を解釈するに。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　御質問にお答えいたします。

暴力団等、反社会的組織の構成員及びその関係者である場合などということでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（６番　一水　輝明君）　今回のこの制定に当たりましては、非常に犯罪等ということが書いてありますけれども、なかなか幅も広く問題も大きくなったり、町だけでできることがあるのかなというふうに思っておりますが、この前、頂きました第４条、５条、６条に、町の責務、それから町民、事業者というふうに書いてありますが、この文章を読みますと、町につきましては関係機関等の連携を図りながら犯罪被害者等の支援に関する施策を講じるものとするということで書いてあります。これは総務課の窓口ということになるんでしょうけれども、この文章に書いてあります関係機関等の連携ということですから、いろいろな警察等も入ってくるということでしょうが、この町の責任について説明をお願いしたいと思います。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　一水議員の御質問にお答えいたします。

町だけでは対応できないことも想定がされます。やっぱり刑事事件とかになりますと警察とか、またあとの支援となりますと、ほかの病院とか福祉関係とか、そういった専門的な関係する団体とかとの協議が必要となるところでございますので、そういったところと連携強化をすることで犯罪被害者等の被害の早期回復を図るための施策ということで、町の責任ということで定めているところでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　一水輝明君。

○議員（６番　一水　輝明君）　非常に幅広くて、想像するにこういうことが起きないほうが一番いいわけですから、そんなに多く起きるとは思えないんですが、この町民の責務においても、町民の理解を求めると、深く求めてやるということでありますから、こういった条例ができましたことは、もちろん町民にも戒めてやっていくのでしょうけれども、いろんな人間関係の問題になってくると板挟みになったような事件が起きる可能性もあるわけですよね。非常に難しいところもあるなと思いながら、この条例を読んでいるのですが、なかなか頭の中に整理ができない部分も正直言ってありますが、取りあえず町民に理解してもらうためには広報紙なりでやるということでしょうが、その方法と、果たしてこれをどのように理解してもらえるのかな、この文章だけでいくと非常に難しい部分もありながらですが、総務課としてはどのような広報を行うということで理解すればよろしいでしょうか。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　ただいま御質問にお答えいたします。

やはり一体的に役場という、総務課のほうが窓口になるんですけれども、そういったところで相談等を受け付けをしながら、一体的に関係機関と連携をしながら必要に応じてやっていくということになろうと思いますけれども、そういった中で議員がおっしゃるように町民、それから企業の方々に、もしそういうような案件があった場合には御理解も頂いて、御支援等も頂かねばならないというところは必要不可欠だというふうに思っております。

そういった中で１３条のほうにも書いてありますけれども、町民の理解促進ということで、今後はまた広報とか、いろんなＳＮＳ等も本町のほうは整備しております。そういったところで理解を求めていくというのと、職員間の中でも連携を取らなければいけないところも出てきますので、そういったところの研修等も行いながら、事案が発生しないことが一番いいんでしょうけど、発生した場合の対応を研修等も行い、また、関係機関等も支援等も行う関係を築きながら、今後整備をしていくことが必要だというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　一水輝明君。

○議員（６番　一水　輝明君）　もう一点、最後になりますけれども、これは町民ということから言えば、当然、役場職員、各事業所の職員等も該当するわけですよね。そういった場合、仮に町民の方からいろんな罵声を浴びたり、いろんなことが職場において起きる可能性というのも、また十分考えないかんときに、これはどのように今度は総務課が職員でおる本人たちに対してのそういった場合はなかなか難しくなるというか、誰がそこに、例えば第三者の方が言われる分にはできると思うんですが、そこにいった判断のときにはどういう対応をされるのかなと、ちょっと難しいかもしれませんが、意味が分かれば、そういうことで対応はどのように行うのかということを教えていただきたい。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　今まで経験もないことでもございますし、これまでもしあったにしても多分専門的なところで相談に乗ってやられたケースもあるのかなというふうに思いますけれども、そういったところでやっぱりどうしても役場だけでは指導できないところもあると思いますので、そういったところは専門的な機関等と協議をしながら支援をしていくという形になろうかなというふうに思います。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑は。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　今の引き続きなんですけど、起きた場合にということなんですけど、啓発は、できればこの条例が制定してすぐにやっていただきたい。それというのも、普段か

ら他人事ではない、犯罪被害に遭うと思って生活している人はいませんし、まさかというところでなるわけであります。そのときに普段からこの犯罪被害者に対しての接し方など折に触れて勉強しておけば、理解の促進にもつながるのではないかと思います。そして、すみません、少しちょっと、そして、今の早めの啓発ということでお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　早めに町民の方には、こういった条例を制定しましたということで内容等をお知らせする町広報等も通じながら、早めの発信をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　本条例は日之影町で制定されたということで、町ができること、金銭面において、いろいろな面において、独自でできることは少ないと思います。少ないと言ったらあれなんですけど、そこまでのことはできないかもしれません。

それで、啓発において行っていただきたいところ、重要な点なんですけど、被害者において特別視をしない。これは腫れ物に触るというようなことは行わない。そして、具体的に言いますと、普段どおりに接すること、話し相手になること、困りごとに対して声をかけることなどできる範囲で支援を行うということです。これは普段、本人と接することがある町民しかできないことであります。そして、犯罪被害者が一番嬉しかったことです、周囲の理解、それがあったときに一番嬉しかったということであります。この啓発についての具体性というか、そこについて協議をしていただけるかどうか、そこを伺います。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　久保議員の御質問にお答えいたしますけれども、今、議員がおっしゃいますように、そういった仮に被害に遭われた方に今までどおりに接することというのは大事なことだと思いますので、そういった内容も含みまして、協議検討させていただきまして、啓発等を行っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　そして、さらに追加しますと、相談と対処を迅速に行っていただきたいというところです。犯罪被害者は相談できない中で、もしかしたら、これ、自分自身に責任があったのではないかなというところで、自分自身を責めることがあるんです。本人は、まず犯罪被害に遭うとパニックになると、ものが考えられない。その中で警察や検察、各種保険も含めて手続の中で孤立してしまって、そういうときに、これもしかして自分がきちんとしていれば、こういう被害に遭わなかったのかなと思ってしまうところなんであります。本条例を制定される

に当たって、犯罪被害者への支援は特に迅速に行っていただきたいというところをお願いします。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　御質問にお答えいたします。

やはり議員がおっしゃいますように、自分からなかなか相談に行けないケースもあるのかなというふうにも感じます。そういったところで、やはり先ほど言いました関係機関との連携を密にし、情報の共有化を図って早めの対応をしていくというところも大事だというふうに思いますので、そういった情報の共有を早めに関係機関と行っていくようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　その関係機関との連携の中で、例えば当人が関係機関に連絡した際、町への連絡が行くだとか、そういう具体的な連携はどうなっているのかというところをお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　４月１日からの施行でございますので、そういった中で久保議員がおっしゃいますようなことを検討させていただきまして、整理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　ただいまの質問に関連をさせていただきたいというふうに思いますが、一番心配されることは、この条例の中にございます第２条の６、ここが一番大きな問題だろうと思うんです。この６項においては二次被害対策ということになるんだろうというふうに思っておりますけれども、やっぱりこの二次被害、いわゆる誹謗中傷を含めた内容、中身を知らない方々が勝手に判断をし、勝手に話を大きくしていくというのが、もうこれは社会通念上よくあることでありますが、今、同僚議員から質問がありましたように、こういった被害に遭われた方は、各種資料を行政当局をはじめとして警察、検察を含め、聞き取りなり資料作成なり、大変な作業だと思うんです。そのときにどうやってその代わりをされる方、一緒に同席される方というのがなかなか難しい。夫婦であれば、どちらか双方が付き添いをしたりとかできるわけでありますけれども、例えばそれでない方々は、じゃあ、どうしようと。こういう聞き取りとか書類とかを作成するに当たって、やっぱり嫌な思い出がフラッシュバックするわけです。それじゃなくとも大変な思いをして日々生活をしている中に、関係機関に出て行って、同じ内容をお話をして、相当苦しいと思うんですよ。この条例を可決して４月から制定をするわけですけれども、制定に

当たって、じゃあこういうケースはこう、例えばそういう場合は人権擁護員になり民生員なり、しっかり連携するシステムをつくるんですとか、そういうやつをグローバル的に、ぜひつけ加えていく必要があるんじゃないでしょうか。じゃないと、制度はできたが使いたくても使えない。交通手段も、例えばない方がそういう被害にあったときには、もうどうしようもない。そのたびタクシーを使って行くというようなことになりますので、また運用基準等については、４月１日からしっかり勘案していってほしいなと思うんです。これ、本来ないのが一番いいんですけれども、それは明日あるかもしれんし、こればっかりは、だから、そこをしっかりつくる以上は、制定する以上は、いろんなバージョンを考えて、日之影町オリジナルでもいいじゃないですか。そういうのをしっかり検討してほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（髙舘　英嗣君）　副町長。

○副町長（甲斐　敏弘君）　代わりにちょっとお答えさせていただきますが、先ほど来より、ないのが一番いいんですけれども、今まで町内でそういう事案というか、あったのかもしれませんけど、役場まで相談に来られたというのはなかなかない状況の中で、今からいろいろ制度設計は十分にしていく必要があると思っております。

県のほうも犯罪被害者支援センターというところもございますので、そこあたりが多分いろんなノウハウを持っていらっしゃると思いますので、そこら辺りと協議をして、いろいろ支援を乞いながら、この条例だけつくったからいいじゃなくて、ないのが一番いいんですけれども、あった場合に迅速に対応できるような形で、ここに書いてありますが、町の責務、町民の責務、事業所の責務ということで、町民みんなで支援というか、一番そっとしておくのが一番いいと思うんですけど、そういう形で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　確かに初めてのバージョンなので、担当課においても町にあっても大変だろうと思うんです。大変ですけれども、今、副町長がおっしゃるように、これそっとしとったほうがいいのか、寄り添ってどうやっていったらいいのかが基準が難しいじゃないですか。犯罪のバージョンがいろいろありますので、非常に難しいと思うんですけれども、ただ言えることは、普通どおりに接してほしいということが一番大きいというふうに、グーグルで見たら、犯罪被害を受けられた方々は特別扱いしてほしくないと、あくまでもいつもどおりに接していただきたいという意見が多いようでありました。

そこで、第３条の４項にはですね、４項では、必要な支援を途切れることなく受けることができる旨の規定があるじゃないですか。総務課長は見つけたですか、第３条の４、ありました。この必要な支援を途切ることなく受けることができるというのが、結局、被害者が元の日常生活に

しっかり戻って立ち直るまでの間ということですか、これは。相当長いスパンになると思うんですが、ここら辺はどういう解釈をしたらいいんでしょうか。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　お答えいたします。

やっぱり中長期的な視点に立って、議員おっしゃいますように、それぞれ期間が長くなる場合もあると思います。そういった中で、平穏な生活が送れるまでというのが国の法とかでも定められておりますので、そういった生活ができるようになるまでの期間ということで支援をしていくということかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか、平穏な生活が送れるまでという。

ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　今の続きになるんですけど、犯罪被害、場合によりますけど、被害を受けてから平穏な暮らしに戻れるまで、これ結構長いんですよ。これ、私事になりますけれども、私は刑事事件、詐欺に遭いまして、あと引き逃げに遭いました。平穏な状況に戻れるまで、かなりの時間を有しました。この支援の中で、私が被害者になったときは支援というものがありませんでした。ましてや、東京都だったのでありませんでした。金銭的な支援は難しいかもしれないけれど、啓発を行って、町民全て、みんなで見守ってあげるというのも継続的な支援につながるのではないかと思います。

それというのも、施政方針で町長が重点施策で示されました、「住み続けたい安心・便利なまちづくり」の「安心」の部分、これ、日之影町に来れば、何があっても安心・安全で暮らせるんだよというところで、できれば具体的にこういうふうに行っていけることだけでいいんですけど、この４月１日から細かいところを決めるところで検討していただきたいと、そこをお願いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　久保議員の御質問にお答えいたします。

やはり平穏な生活を送れるまでというと、今の体験を基にお話を頂きました。やっぱり時間はかかるというふうに思いますし、先ほどから話が出ていますように、町民の方々が普通どおりに接することが大事というお話が先ほどから出ました。そういったところをしっかり啓発、町民にもお願いをしながら、もしそういったケースがあった場合にはそこら辺を御理解をしていただきながら啓発も行い、また、できれば研修等を行いながら、そういった取組を今後検討していき、また、実施をしていけるといいのかなというふうに思ったところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第１、議案第２号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．議案第１０号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第２、議案第１０号日之影町課設置条例の一部を改正する条例を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　担当課長にお伺いしたいんですけど、この課の移動によって、どのようにあの職員の働き方が変わる、日之影町の担当職員や課の働き方が変わるかをお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　建設課長。

○建設課長（佐藤　　尚君）　今回の条例の改正によりまして、林道及び治山事業に関する業務が建設課に移行されるということで、今の林道・治山担当の職員が建設課に来ると思われますが、職員が１人増えて、通常の業務にしましても協力し合いながら業務を進めていけば、１人に仕事が集中することはないということになりますので、係の業務は進めやすくなると思われます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　係の業務は進めやすくなるということで、これで係の業務は進めやすくなるということですが、課長御自身の課員が増えたことによって負担が増えるとかはないのかなというところをお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　建設課長。

○建設課長（佐藤　　尚君）　林道・治山係になりますと県の森林環境部の管轄になりますので、そのような今では県土整備部とか農政水産部とのやり取りをやることをやっていますが、一つの

県の課が増えることによって、やはり課長としての負担はかかってくると思っております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　関連をいたしますけれども、職員そのものについては負担軽減が図られると、職員ですよ、異動する職員にあっては、建設課内部でそれぞれのスキルを持った職員が建設課のほうはいますので、だから仕事としては１人の負担が減り、皆さんがサポートしていただけるということで、特に災害関係ですね。それはもう夜なべして頑張らにゃいかんかったですよね、台風１４号関係等も特にそれが顕著にあったと。今後もそういった災害というのはいつどうなるか分からない中に配置替えすることによって、建設課のほうはそのサポートが十分、十分かどうか分かりませんが、１人の負担は非常に軽減をすると、よって、心労も軽減できるということになって、これはいいと思うんです。ただ、いいと思うんですが、今、課長が答弁をされましたように、ボリュームが大きくなるわけですから、いずれにしても全体ボリュームが。そして、農政水産、県土整備部等々とのつながる役割が増大をする。そういうことになれば、職員そのものは負担軽減は受けるけれども、上司はある意味負担は増ということですよね。そこら辺りはどうお考えですか。もう課長は後があまりないので、次の課長、予定者がおるわけですが、そういった人たちは当然ボリュームが増えるわけなんですよね。そこらあたりは何も不安なり心配材料はないもんですか。

○議長（髙舘　英嗣君）　建設課長。

○建設課長（佐藤　　尚君）　今、農林振興課の林道係が建設課に来て、その職員の負担は軽くなるということで、今現在、建設課にいる職員は、当然、林道と治山業務が入ってくるわけですから負担は全員重くなってきます。

特におっしゃるように、課長、それと係長です。そのクラスの職員の負担はかなり大きくなってくるとは思うんですが、こればかりは事業を進める上で、課長、係長として責任を持って、多少負担はかかってきますけれど、それは辛抱して事業を進めていかなければいけないと私は思っております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第２、議案第１０号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３．議案第１３号

○議長（高舘　英嗣君）　次に、日程第３、議案第１３号日之影町機能別消防団設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　今回からこうなるということでありますが、いま一度、機能別消防団員と基本消防団員の違いを説明してください。

○議長（高舘　英嗣君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　久保議員の御質問にお答えいたします。

基本団員につきましては、これまでどおりの団員の活動内容でございます。

機能別分団につきましては、国の総務省消防庁が推奨しています機能別分団ということで、特定の作業とか、そういった部類の中で消防団の位置づけになりますけれども、そういった組織を編成するというような形になりますけれども、本町につきましては支援団というのが今ございます。その支援団を機能別消防団として再編成をいたしまして、今回編成をするという内容でございます。

今まで支援団員につきましては、消防団の後方支援ということで、必要に応じてそれぞれの部で協議をしていただきまして、後方支援という形で活動していただいております。今後も内容は同じです。活動の仕方は同じということで御理解いただきたいというふうに思います。

機能別分団になることによって消防団組織の中に入りますので、出動時のけがをしたときの共済が対象になったり、それと消防車両、そうしたところの運転も可能になるということでございます。

以上でございます。

○議長（高舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　本町においては支援団の方の機能別消防団ということでありますが、これは、例えば一から機能別消防団員に入るということは可能なのでしょうか。

○議長（高舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　お答えいたします。

例えば、都会から帰ってこられて帰省をされました。年齢が４０代とか５０代の方で、やはり年齢的に基本団員のほうに入れないということであれば、支援団のほうに入っていただくのは可能というふうに考えておりますので、途中からでも入れると。

あとは、消防団員を退団された方がそのまま支援団として活動していただくというような形かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　４０代、５０代と退団された方ということなんですが、私が想定いたしますのは、現在、様々な本人、当人等の理由により、基本団員に入団できない状況にある地域の方々、若い人を指すんですけれども、その方々がこの機能別消防団員だったら協力したい、できるという方が入団することができるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　基本的には、若い方は基本団員のほうに入っていただいて活動していただきたいというのが考えでございます。そういった中で、やっぱりどうしても基本団員はちょっと厳しいと、仕事とかいろんな事情があって、そういった場合は機能別分団にも入団のほうは可能というふうには考えております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　それというのも、この機能別に入団することによって、その中で周囲の理解、職場の理解を得られて、基本団員に入り直すということができるのかなと。もちろん消防団員は多いほうがいいわけですし、そういうことができるのかなというところをお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　お答えいたします。

そういうふうには、最初にどうしてもそういった諸事情によって機能別団員に入られまして、その後、基本団員に入りたいということであれば、それはできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。一水輝明君。

○議員（６番　一水　輝明君）　今回こういう制度になりまして非常に優遇される部分もありまして、非常にいい面もたくさんあるわけですが、私が今心配しているというか思っていることは、機能別消防団員も積載車等にも乗車ができるということでありますが、私ももう１２年以上離れておりますので、いきなり積載車に乗れと言われても難しい部分もあるんですが、そこで次回

４月になったら幹部会等があると思いますので、各部に支援団との情報を共有していくものとかそういうものがないといけないんじゃないかなというふうに、あり得ないですけども、例えば、今の消防団員が火事が起きた昼、もう機能別消防団の人が車を持って行っちょるかもしれんとか思っても困りますし、そこ辺の打ち合わせを４月の幹部会のほうで流していただいて、まず、地元の機能別消防団との意見交換会なりをやっていただくほうがいいのかなというふうに思いますが、その旨を消防団のほうにも伝えてほしいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　**機能別、**支援団のほうとも数回、代表者の方とお話をさせていただきました。そういった中で、移行するに当たり、やっぱり消防団の今度は組織の中、そして部の、各部とのやっぱり今言われましたように協力体制が必要ということでございますので、協議のほうもまた是非行ってくださいというお願いもしましたし、また、今度の幹部会のほうでもまたそういったお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　今回の条例制定でありますけれども、ちなみに県内ではこの機能別の条例制定をしている市町村ってどれぐらいあるものなのか、県内です。

そして、これは非常に珍しいのかどうか分かりませんが、基本団員を上回る機能別団員、本町はそうですよね。これはすばらしいことかなと思うんです、基本団員を上回る機能別団員ですから。そこらあたりは総務課長はどれぐらいリサーチされていますか。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　御質問にお答えいたします。

県内の状況でございますが、県内全体をちょっと網羅していませんけれども、近隣でいくと五ヶ瀬町さんと椎葉村さんのほうに機能別分団があるというふうに伺っております。

そういった中で、団員数のほうもちょっとほかの町村の団員数の状況はちょっと把握しておりませんけれども、議員おっしゃいますように、今回、定員数２５０名ということで制定をさせていただきます。そういった中で、現在３７０名程度、支援団員の方がおる中で移行調査の結果、２３０名前後の方が移行していただけるということで本当にありがたく思っていますし、基本団員が減少する中でこういった支援団との今後、先ほども質問が出ましたように連携がしっかり図られて、町民の安心・安全、財産を守る活動につながっていけばというふうに思っております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　あえて、なぜそういう質問したかというのはですよ、例えばこの機能別団員が基本団員を上回るような町は、それだけ防災意識が高いということですよね。我が町は、自分たちは守りますと、そういう意識でやっぱりこの人数になったんだろうと思うんです。これが例えば２６市町村で日之影のみが、分かりませんが、機能別のほうが上回るというふうな状況であれば、それは２６市町村では日之影町はすばらしいと、そういうふうに何とかそれを全面に出して、やっぱり防災意識の高揚を、日之影は頑張っているんだと、そういうふうなフレーズが何かできんかなというのがあるんです。そのことによって国も県もやっぱりそういう地域には特段の配慮も必要じゃないのかという処方箋があるかどうかは知りませんよ、あるかどうかは知りませんが、やっぱりそういう意識の高さというのがスキルの高さになる、スキルの高さがある町にはやっぱりそういう先進的なものが、予算であったり事業であったりということに反映することにもなるかもしれませんので、そこは早めにリサーチされて、やっぱり県にしっかりそういった旨を報告していただきたいなという思いがございます。

それと、先ほど同僚議員からも質問出ましたけれども、今回からこの機能別は消防車両の運転ができるということです。

それで、やっぱり機能別の方々のほうがいち早く現場に行けると、日頃からその家の近隣で仕事をされておるわけですから、有事の際には誰よりも早い。そういう場合に総括質疑でも意見がありましたが、やっぱり一遍には無理かもしれませんが、消防車両にドラレコあたりがあるとさらに安全・安心、そして、それがいち早く現場に行ってその状況が映るわけじゃないですか、ドラレコに。そういうのは大事じゃないかなと思うんです。それをまた総括をして、この現場のときはこうじゃった、こっちのときはこういう状況があったとか、あとのまたそれが役に立つようなシステムづくりにも反映できるのかなと思うんです。そこらあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　御質問にお答えいたします。

県内のリサーチはしっかり行いまして、また御提言いただいたようなことを検討させていただきたいというふうに思います。

それとドライブレコーダーの件につきましては、議員おっしゃる部分もあろうかというふうに思いますので、今後、一遍にか徐々にか、ちょっと予算の関係もございますので、また協議をしていただきまして検討のほうを進めていければというふうに思っております。以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。河野學君。

○議員（７番　河野　　學君）　この議案は機能別消防団設置に伴う関係条例の整理、条例の制定ですけれども、関連でお伺いをしますが、１条の２番の「基本団員が１０日以上居住地を離れる

場合は、団長にあっては町長に届出をしなければならない」。そこで質問ですが、居住地とは日之影町は当然ですが、日之影町以外でもいいということですか、お伺いします。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　河野議員の御質問をお答えいたします。

１０日以上居住地を離れるということでございますので、住んでいるところ、住所を離れる場合です。そういったときということで御理解願いたいと思います。例えば、団員も町内に住んでいる方もいらっしゃいますし、町外に住んでいる方もいらっしゃいますので、そういったところに住んでいる居住地を離れる場合ということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第３、議案第１３号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたしますが、おおむね１時間経ちました。休憩はよろしいですか。（発言する者あり）

それでは、休憩を取ります。開会を１１時５分から再開いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前10時55分休憩

……

午前11時05分再開

○議長（髙舘　英嗣君）　それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第４．議案第１９号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に日程第４、議案第１９号普通財産の譲渡についてを議題とし、これ

から質疑を行います。

質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　本議案でありますが、昨年の２月に議会に情報が来まして、今回議案に上がってきたわけではありますが、この金額ですね、この金額に至るに当たって、本町と事業者の交渉過程、どのような交渉の結果、この金額が決定したのかお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　久保議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、要望が２月にＪＡさんのほうから出てきました。それに伴いまして、議会からの御意見に伴いまして、正式な鑑定、幾らかという鑑定がないとなかなか交渉できないんじゃないかという御意見を頂きまして、６月に補正をさせていただきまして鑑定、それから面積の確定等の予算を確保いたしまして、それから鑑定の結果が出たのが年度内１１月、１２月ぐらいだったと思います。そういった結果を基にＪＡさんのほうにお示しをさせていただきまして、それに基づいて協議をしてきたと、そういった中で、やっぱり金額のほうをもうちょっとどうかならないかという御意見もございましたし、そういった中で、本町といたしましても農業は第１次産業です、本町の大きな産業でございまので、そういったものにも活用していただくということでございましたので、そういった中で協議を行いまして金額のほうを決定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　他に質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（６番　一水　輝明君）　今回、ＪＡさんのほうに譲渡するということでございまして、基幹産業である農業の振興に含みまして、私はいいことだなというふうに思っておりますが、１点だけ、いわゆる現場が役場庁舎、それから病院、医療保健センター等の玄関口になるわけです、入口に。その横がその倉庫兼いろいろな資材の置き場ということになるんですが、私たちもよくＪＡに行くことが多いんですが、大型トレーラーとか大きい車が入ったりする朝の時間帯とかがよくあるんです。そういったことで、玄関口である以上、町民の方の往来も大きいということから、そういった配慮をしていただくと。そして、土手がありますよね。あそこの管理はどうするのか分かりませんが、環境整備もしっかりやってもらうというのは大事なことなのかなと思いますので、今日ＪＡの方もお見えでございますが、そういった伝達を行っていただいて、玄関口としての、玄関口であるということを認識していただいて、今後使用に当たっては協力をしていただくということが肝要ではないかなと思っておりますので、総務課長でいいんですか。答弁をお願いします。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますように病院、それから役場、そういったところの玄関口の入り口でもございますので、特に、多い時間帯とか事故等の心配も懸念されるということでございますので、そこら辺はしっかりＪＡさんのほうにもおつなぎをさせていただきまして、注意のほうを行っていただきたいというふうにお伝えしたいというふうに思います。

また、管理につきましても必要に応じて、そういった作業等もお願いできる部分はというふうにも考えておりますが、いかんせん土手、町有地でございますので、そこら辺はまた状況を見ながら対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　先ほどの答弁と、あと一水議員の質問の答弁でおおよそのことは理解できたわけですが、本町の政策として必要ということは、政策に関連することはおおむね納得いたすところなんですけど、これ生活に関連するところ、町民からの不安で本町のあそこを取得することによって何らかの施設の集約があるのではないかなという不安の声をよく聞きます。

それというのもこの要望書、私たちは情報は要望書がメインになるのですが、この集約化というのが２回出てきておるわけなんです。この施設の集約化についての不安が少しあるということで、今後どうなっていくのか、交渉の中で役場側は見通しなどは伺っておるのかお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤　　貢君）　大事なことですので、私のほうで答弁させていただきますが、今回、御要望があって要望書を頂いておりますけれども、このことにつきましては、私がお話を聞いている中では、営農支援センターとしてあそこを今までも賃貸でお借りをしておると、ホオズキ、あるいはそのほかの倉庫とか、そういう中で現在のところに米倉庫を含めて雨漏りがするとか、いろいろ不具合が出ておると、そういう中であそこを建て直すということになりますれば、あそこは災害危険区域になっております。この役場町舎も一部災害危険区域でありますから、それを防ぐためには建物を建て直す場合には、それ相当の大変なお金が要って非常に厳しい面もあると。そして、現実、こちらに利用させていただいている中で、ぜひ、今現在、使っております畜産関係の粗飼料、また、花、日之影町において、農林業において相当ウエートを占めます産物等の集出荷の場所としてお願いをしたいということでありますから、そのことについてお伺いしておりますので、日之影の支所全体という話では何らお聞きをしておりませんし、またそのことについては何ら私たちが判断することではなくて組合員また理事さん、そういった総代会、そういう中で研究される、検討されることだろうというふうに思います。と申しますのが、御案内のとおり

４月１日から県域ＪＡという形になります。そういう中で私が危惧しておりましたのは、仮にそういうときになったときに、果たして、今、久保議員がおっしゃるように、この日之影町で集約化というかそういった施設が維持できていくのかという不安もございました。やはり、今、ＪＡ高千穂地区さんがこういう形で御提案をして、日之影の宮崎部品跡で畜産関係の稲ワラを含めたり、あるいは花卉関係の施設として現在施設を利用しておりますので、そして米の集荷とか、そういう形の営業支援という形で使いたいという要望、大変ありがたいなというふうに考えておりました。そういう中で先般のＪＡ高千穂地区の総代会等におきましてもそういった整備の費用についても総代会で決定をしていただいて、予算もできておるわけでありますから、ぜひこの機会にそういったことに使っていただきたい。それがひいては、先ほど総務課長が答弁しましたように、農林業が一番ウエートを占めている本町におきまして、農家の皆さん方の仮になくなったときに高千穂町まで行くのか、そういったことを考えたときに、やはり私は、今回、御要望があった形で町として日之影の産業振興になればということで、条例にもありますように産業振興に資するときには町長はその単価を減額して提案できるというような条例もあるわけでありますから、その辺りを踏まえて、今回、御提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　農協が取得いたしましたら施設の使い方については、施設については農協が決めると、組合員と。そこは従々承知しておるところなんですが、この譲渡の議決をするのは私たち議員であります。なので、今後、町民の不安がどうなるかというところまで町長も伺っていないというところで答弁しにくいかもしれませんが、この取得にいたしましてやっぱり気になるところはここだけなんです。だから、どうあってほしいかなどを町長のほうから農協のほうに働きかけて、今、４月１日までに、いま一度働きかけてもらえないかというところをお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　町長。

○町長（佐藤　　貢君）　４月１日から県域ＪＡという形になるわけでありますから、今度は宮崎県全体の中で議論されるわけであります。今まで西臼杵、ＪＡ高千穂地区として議論した中で御要望書が出たような形でするわけでありますから、その中で、今回、この宮崎部品跡を営農支援センターという形で、先ほど言いましたように畜産あるいは花、現在取り扱っている形の中で、そして米の倉庫、そういったものを使うということでございますから、久保議員が心配されることについて私らは何ら聞いておりませんので、そのことについて、また私が確約を取ってこいとか一筆入れろとか、そういう形は甚だ僭越でもありますし、また農協自体、組合長自体もそれに一筆入れるとかいうのは組合員の組織として無理でありますから、そういうことは甚だ難しいの

ではないかなというふうに私は思っております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、ＪＡ高千穂地区として総代会で、この取得について御理解を頂いておるわけでありますし、その中で産業振興という形で使っていくという形でありますので、その辺で御理解いただく以外には私はないというふうに思っております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。河野學君。

○議員（７番　河野　　學君）　今回の譲渡は、先ほどから町長も総務課長もおっしゃいましたが、本当に私たち畜産農家にとっては非常に今まで倉庫を借りていただいて助かっておるのが本当です。今までは上野まで取りに行きよったんです。上野だったら１日で３回しかよう行かんとです、ここだったら３回来られるし、そして肥料も、そのホオズキやらもストックできるし飼料ももちろんストックで来ますが、ただ私が１つ気に入らないのは、もうちょっと高くてもよかったっちゃないかなと思うところなんですけれども、それはもう致し方ないとして、今後はやっぱり、幹部職員の方が３，４名来ておられますけど、農家の方が一番不安に思っておるのは、支所が上に上がるのではないかということを心配しておられます。今後そういう話が出たときには絶対やっぱり、今日来ておられる４人の職員の方も責任を持って、いや、支所を上に上げたら下の日之影が駄目になってしまうと、あそこに支所はやっぱり残さにゃいかんということをしっかりと発言してほしいと思います。でないと、中央地区に後から議案で上がってきますけど、２億５，０００万円の金を入れても無駄になると思っているんです。今、１日に支所とＡコープに行く人の動きがどのくらいいるのか、何百人おるのか把握しておりませんけれども、やっぱりその動きがなくなったら、本当に下の町は寂しくなってしまって、やっぱり支所は残さないかんと考えるわけなんです。

そういうことも踏まえて、町長も副町長もそういうこともやっぱり契約書には書かれないでしょうけど要望していただいて、何度も申しますが、後ろに来ておられる職員の方も、そこの日之影町のことも考えて将来やっていただきたいと思いますが、もう一度誰に聞いたらいいかな、これは。町長に聞きましょうか。

○議長（髙舘　英嗣君）　町長。

○町長（佐藤　　貢君）　久保議員が聞きたかったことを河野學議員が全てお聞かせになりましたのでお答えしますが、先ほど答弁したとおり、何ら支所をどうこうするという話は聞いておりません、私は。ただ、その中で私が、だからこう一筆入れてということはできません。それの支所の判断は組合員が判断し、そして理事会、総代会、そういう形の中で決定されるわけでありますから、私が今ここで何も言えませんけれども、河野學議員がおっしゃったことに対して、私が何ら、いや、それは違います、こうこうしますという気持ちもございません。私も十分そういった

ことは分かっているつもりでありますので、あえて、だからこうしますという形は言いませんけれども、あくまでも営農支援センターとして米倉庫を含めて、今、河野議員がおっしゃったように畜産を含めて日之影町にあることのメリットを生かすために、私は産業振興のために、ぜひここに置いておかんと、さっき言いましたように、仮に、こんなこと言っていいのか分かりませんけど、分からないことを言っていいのか分かりませんけど、仮に県域一緒になって、できなければ逆に高千穂一極集中になったときにどうすればいいのか、そのぎりぎりの中で、私はここに、本当に政治的な判断も含めてここに置いておかんと農家のためにならんという判断で置きましたので、ただいまの御意見は私の胸の中にもちゃんと残っておりますので、そういった意味を含めて、ぜひ御理解いただければというふうな答弁にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　また質問するんですけれども、今までの内容は、事業者のお話なんですけれども、あそこを取得されるに当たって、ここに生産資材が置かれ、農業の振興に、集荷などの振興に資するためには、現在、平均年齢が本会議中にもあったように６５歳以上が半数ということで、やはりＪＡさんだけではなく、町の振興の取組も必要になってくると思います。いずれＪＡが取得したから、ＪＡもっと頑張れと言うことはないと思いますけど、しっかり伴走して本町も力を入れていくと、そして、あそこにＪＡができてよかったなというふうな方針をしっかりと示していただきたいと思います。

○議長（髙舘　英嗣君）　町長。

○町長（佐藤　　貢君）　まさに久保議員がおっしゃるとおりであります。一般質問総括等で踏まえまして、日之影町の農業を取り巻く状況等につきましては議論をさせていただいたとおりであります。その中で、今後、やはり担い手の確保、そして持続的にここで農業・林業ができていく施策を町だけでは無理ということでありますから、当然、その大きな柱であるＪＡさんは大変大きな力でもありますし、そういう中で日之影に、そこに営農支援としての拠点をつくるということでありますから、それも一つの施策というふうに私は思いますので、今、御意見があったこと等を踏まえて日之影の一番の基幹産業でありますから、さらにそれが活性化するべく頑張っていかねばならないという思いをしておりますので、またいろんな形で御提言賜りますようにお願い申し上げます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑は。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　それでは、質疑をさせていただきたいというふうに思いますが、私は反対じゃないんですよね。非常にいいことだという認識の下に提案する当局に質問するわけ

でありますけれども、本来、土地の評価、総務課長のほうから時系列説明がございましたけれども、２，０００万ちょっと出る資産が当然あそこはあるわけですよね。そこから例の７割ルールですか、総務省が平成６年ぐらいに出した、町が必要と認めるときには減額はやむなしと、だから、これは２，０００万以上でＪＡさんが買えば、今日、議案にはならんかったと思うんです。でも、議案になった、それはなぜか。財産がそれだけ移出したから、町民の代表である議会の皆さん方に議決をお願いしたいということですよね、これ。で、ここでの論点は、これは日之影町の財産であるので、イコール町民の財産ですよね、もう御理解されておりますように。それで、町民の財産を０．７かけたら１，５００弱と。これをどう町民が理解をするのか、そこが論点なんですよ。確かに日之影のＪＡの組合員数が何名なのか、中には非農家の方、サラリーマン、商工関連、いわゆる非組合員ですよね。そういう方たちが全体の何％を占めるのか、そういうのをしっかり事前説明をされて、私は出すべきだろうと思うんですよ。ただ農業の振興に資するから、農業の振興に資するから、それじゃ説得力は不足しませんか。

それと、まだ言わせていただけるのであれば、今日初めて営農支援センターという言葉を聞いたんです、私は。ほかの議員は聞いたかどうか存じ上げませんが。であるならば、例えばこの営農支援センターが果たすべき役割とメリット・デメリット、例えば、あれだけの敷地の中にどれだけの資材を入れる、大量購入をして、単価ベースでどれぐらい安くなる、これだけの実はメリットがあるんです、これだけの。ですから、議会に提案する前には、議員の皆さん方にはしっかり説明してくださいよと。総務課長、窓口として、その折衝、交渉を当たっておるのであれば、そういうお話をせんといかんちゃないですか。いや、お話をせにゃいかんちゅうか、そういう材料提起を出してくださいよと、やっぱり言わにゃいかんとじゃないでしょうかね。じゃないと、その必要ちゅうのは分かるんです、必要っちゅうのは分かりますけれども、結局、議決をしたら、これは議会が議決するわけですから、町長が提案して。じゃあ、後で地域の祭りじゃ、集まりごとじゃ、総会じゃ、何じゃかんじゃあったときに、メリット・デメリットをしっかりプレゼンテーションしてですよ、こういう理由だから議会は議決をしましたと言えるものがどこにどんだけあっと、これは。総務課長、どうですか。

○議長（髙舘　英嗣君）　副町長。

○副町長（甲斐　敏弘君）　甲斐議員の御質問にお答えしますが、まず、町民の貴重な財産であるものを、いわゆる３割減という形で、今回提案をさせていただいております。それは、やはり、私たちも町民の大切な財産ですので、安易に言ってはないんですけど、やはり熟慮を重ねまして、今回こういう提案をさせていただいたところでございます。

まず、営農センターにつきましては、議案のほうにも書いてあるんですけど、説明が悪かったのであれば、申し訳なく思っております。まず、支所の営農センター用地ということで、今回譲

渡するということで、議案のほうに上げさせていただいているところでございます。

あともう一点、農協の組合員、いわゆる今回ＪＡですので、ＪＡの組合員が町内で１，０６５人ですけど世帯ですよね、結局、１，０６５世帯ですので、今、町内が１，４０５世帯ですので、７５．８％、町内の７５．８％が組合の組合員であるということでございます。だからといっても、２５％の方、４分の１の方は組合員ではないという事実もございます。

あと、どれだけメリットがあるのかということでございますが、小さい数字等は持ち合わせておりませんが、先ほど来、一水議員がおっしゃられたように大型トレーラーで横づけできて資材を搬入搬出できるということでございます。やはり、今、燃料高騰等もありますので、大型トレーラーが横づけできるというメリットは、当然、単価等にも反映されているものだろうというふうに考えておりますし、先ほど来、河野議員がおっしゃいましたように、今までは上野まで、まあ一部の資材ですが上野まで取りに行っていたものが、そこで賄うことが可能だということでございますので、金額的にどうなのかというのはちょっとそこまでは積算をしておりませんが、そういうメリットがあるということでございますので、そこ等を勘案しまして、今回こういう形で御提案させていただいたところでございます。

事前の説明が足りなかった部分については、お詫び申し上げますが、そういう形で御了承を願いたいというふうに思っております。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　７５．８％が本町における組合員ということでありますけれども、この組合員の７５．８％も数字ではこうですけれども流動的だろうと思うんですよね。組合員じゃあるけれども、実際取引がない方々が多くおられるでしょうから。ただ、あくまでも現数値で挙げれば、約７６％というような数値だろうというふうに認識をいたしておりますが、これは結局、昨年、要望書が提出されまして要望を受けたわけでありますけれども、それから、その後にいずれは議案で上がるだろうなと。それが昨年の９月なのか、１２月なのか、この３月なのか。それは提案する側ですから、当局が、そう、おいおいはするだろうなというふうに思っておりました。

本定例会３月に上程をされたわけでありますけれども、実は、もう１０日ほど前に農協幹部のほうに、もう一回説明をできないかという御相談をした経緯があったんです。しかしながら、時間的に年度末ということもあり、時期的に厳しいというふうなお話でありましたので、分かりましたと、そういうふうな話をした経緯がありました。

そこで、提案される当局が、もう農協に代わるぐらい折衝、交渉、そういうのをしっかりおやりになったんだろうという認識の下に私は聞いておりますので、気色を損のうてもろうても困るわけですよね。損のうちょるかどうかは分かりませんが、やっぱり、２，０００有余を超す町民

の財産を処分をする。それが受皿、譲渡先がＪＡさんである。それはいいんです、それが俺は悪いっちゃ一言も言うてはないです。ただ、やっぱりもう少し中身をですね、メリット・デメリットの検証を議会側には事前に出してもらわんと、いわゆる英断する、判断する材料が私は不足するんじゃないかなとそういうふうに思うんですよね。

それと同僚からいろいろ話は出ていますけれども、一番、皆さん気にされるのは例の問題です、町長が答弁をしましたけれども。そこには議会側も行政側もなかなか言及は難しいですよね、それは。公の場では、当然言及は難しいと思うんです。でも、やっぱり多くの方がそこを心配をされているという現状に鑑みれば、そのことはしっかり、また当局のほうからお話でも別の機会にする必要があるのかなと。その結果としてどうなるか分かりません、それは、それから後は。でも、今段階にあっては、そういう話をしっかりおつなぎをすると。そういう観点の下に議会は議決をしたという大義がなければ、なかなかやっぱり難しい話なんですよね。全員が同じ方向は向いているわけではございませんので、そういう人たちをしっかり納得、説得させるのも、ある意味我々議決機関である議会の役割になると。議会の報告会なりをまた新年度からやる中にですね、当然そういう問題は出てきますので、そういうことを含めまして当局のほうにはしっかりそういう意向なり、相談なりをしていただければいいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　副町長。

○副町長（甲斐　敏弘君）　まず、先ほども申しましたが、判断材料の資料が少なかったという点につきましては、お詫びをさせていただきたいと思います。

また、今日出ましたるる、いろんな御意見等につきましては、当然、今度契約を、今度は議決されれば契約を結ぶわけですが、その際に、こういう意見があったということは伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　こういう意見があったじゃなくて、実は、私たちもそう思いますぐらいは副町長、言わにゃですよ。上から目線でこういう意見が出たんですよねなんのじゃ困るとです。

○議長（髙舘　英嗣君）　町長。

○町長（佐藤　　貢君）　お答えいたします。

誰がこういう意見を言ったということではなくて、久保議員がこれを言ったとかそういうことはなくて、議会として資料が不足した、いろんな、大変重要な案件ということは、もう十分承知をいたしております。私も答弁に立って今までの経緯を含めて、今後、日之影町の農業をやって

いく中で、ぜひ必要な拠点として守っていかにゃいかんという思いで提案をさせていただいておりますので、議会のほうから出た意見等については、十分私も認識をいたしておりますので、こういう御意見も踏まえて何と言いますか、検討というか、進めていってほしいと思いますし、またそういうことも申し上げさせていただきたいと思います。

まずは、今、そこを利用していただいておりますので、そういったことを踏まえて、先ほど久保議員がおっしゃったような形で、さらに農業が振興していけばいいわけでありますから、そういうことも進めていきたいと思いますし、今、甲斐議員がおっしゃったようなことを、みんな、私を含めて執行部も議会も、そのことについては心配しちょらんと言うことではないわけでありますから、当然そういうことを踏まえて、私もまた話は十分していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。小谷幸治君。

○議員（２番　小谷　幸治君）　賛成討論からでよろしいでしょうか。

○議長（髙舘　英嗣君）　はい。

○議員（２番　小谷　幸治君）　それでは、議案第１９号普通財産の譲渡について、私の考えを賛成の立場で討論をいたします。

宮崎部品跡宮水工場は、平成元年に建設され、２３年間の創業期間を経て、平成２３年６月に閉鎖となり、１３年を経過しています。

その間、町は企業誘致など譲渡先を募りましたが、建物の経年劣化や構造面からなかなか条件が合わず、契約に至っていない現状であります。

今回、譲渡先とされるＪＡ高千穂地区の組合員数ですが、先ほど副町長からも説明がありましたが、令和５年３月３１日現在の正組合員数は３，００８人、準組合員数は２，５３２人、合計の５，５４０人であります。うち、日之影町の正組合員は７１４人、準組合員は３５１人、合計の１，０６５人の皆さんが日之影町の基幹産業である農業や経済を支えています。

このような中、ＪＡ高千穂地区から現在の日之影支所管内の営農施設は転在しており、利便性が悪く老朽化も進んでいるため、改修及び集約化が課題となっている状況を打開するため、施設の集約を図り、農家に寄り添った事業展開が急務であり、さらに西臼杵地域の農業生産を支える拠点として、肥料・飼料・生産資材等の備蓄基地として有効活用させていただけないかとの要望書が先ほども出ておりましたが、昨年２月、町議会に提出されました。

宮崎部品跡宮水工場は、令和３年１１月からは、ＪＡ高千穂地区が農産物集荷・生産資材・飼料・肥料の倉庫として現在も利用されており、農家の皆さんからは、飼料等の受取りが近くなり便利になったと大変喜ばれています。

以上のことを考慮すると、この普通財産の譲渡は、今後の農業生産の効率化・地域活性化はもとより、組合員の皆様の利便性、さらには町の農業振興につながるとの見解から賛成の立場での討論といたします。

以上であります。

○議長（髙舘　英嗣君）　ただいま小谷幸治君による賛成討論が行われましたが、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　ないようであれば、ほかにも賛成討論はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　それでは、反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第４、議案第１９号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第１９号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５．議案第２１号

日程第６．議案第２２号

日程第７．議案第２３号

日程第８．議案第２４号

日程第９．議案第２５号

日程第１０．議案第２６号

日程第１１．議案第２７号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第５、議案第２１号令和６年度日之影町一般会計予算から、日程第１１、議案第２７号令和６年度日之影町農業集落排水事業会計予算までの７議案は、予算審査特別委員会に付託し、審査願ったところでありますが、７議案とも審査が終わっていますので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、一水輝明君。

〔予算審査特別委員長登壇〕

○予算審査特別委員長（一水　輝明君）　それでは、本委員会に付託されました、令和６年度日之影町一般会計予算並びに特別会計予算７議案の審査報告をいたします。

令和６年度一般会計予算は、前年対比１４．１％減の５７億６，７００万円で編成され、投資効果等も勘案しながら効率よく配分されてはいるが、地方交付税や国県支出金等の依存財源比率は８４％と高く、歳出においては、大規模事業に伴う起債発行により実質公債比率や将来負担比率の上昇が見込まれており、依然厳しい状況にある。

そのような中、保育料及び副食費の完全無償化や、地球温暖化対策実行計画の方針に基づくゼロカーボンのまちづくり、機能別消防団の設置、令和５年度に策定したＤＸ推進計画に基づくデジタル社会の構築等、新規事業を含めた施策には一定の評価をするものであります。

また、本年度より特別会計の簡易水道及び農業集落排水事業におきましては、公営企業会計への移行するために会計処理を注視する必要がある。

さらに、町立病院は西臼杵公立病院に統合され新しくスタートするなど、将来を見据えた持続可能な地域医療の構築が望まれる。

基幹産業である農林業振興につきましては、担い手不足解消に向け、アグリファームを拠点とするサポート体制の構築を図りながら、新規就農者への創出のためにも、関係機関との情報収集・発信を行い、多様な人材の呼び込みも必要である。

また、森林環境譲与税の有効活用と使途の検証を含め、森林整備、循環型林業の構築、水源地の保全に向け、林業の活性化に努めることが肝要である。

また、山を守る取組として、広葉樹、針葉樹等の新植を推進し、山の力をつける施策も一考すべきである。

商工観光の振興につきましては、旧庁舎整備事業の実施により中央地区のみならず、町全体の活性化につながることから工事進捗を注視し、にぎわい創出拠点施設の構築に努め、世界農業遺産ユネスコエコパークと森林セラピーとの融合を推進していくことが重要である。

教育行政の振興につきましては、地域とともに開かれた学校づくりを目指すとともに、学力の向上や教職員のさらなるスキル向上を図り、学校・家庭・地域が一体となって学校運営と環境づくりの充実を推進するとともに、教育現場の安心・安全の観点から防犯カメラ等の設置が必要である。また、郷土芸能の継承、保存の取組につきましては、自治公民間連絡協議会と連携し、意識の醸成を共有することが望ましい。

本町が抱える課題は、人口減少に伴う人材の確保をはじめ、交通手段や買い物支援の構築、医療・福祉の強化等、山積しております。町民の多様な意見を受け止め、行政・議会が連携をして情報共有を図り、社会福祉の向上と安心・安全なまちづくりの構築に努め、将来を担う子どもた

ちがいつでも帰って来られるような持続可能な里づくりの振興が肝要である。

以上、令和６年度一般会計並びに特別会計７議案につきましては、本会議において、可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

〔予算審査特別委員長降壇〕

○議長（髙舘　英嗣君）　以上で、委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま報告のありました令和６年度各会計予算は、議員全員で構成する予算審査特別委員会で審査しましたので質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　異議なしと認めます。

質疑を省略し、これより日程の順序に従い、討論・採決を行います。

まず、日程第５、議案第２１号令和６年度日之影町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第２１号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第２２号令和６年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第２２号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第２３号令和６年度日之影町奨学資金事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第２３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第２４号令和６年度日之影町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第２４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第９、議案第２５号令和６年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第２５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第２６号令和６年度日之影町簡易水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第２６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第２７号令和６年度日之影町農業集落排水事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第２７号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りしますが、おおむね１時間経ちます。休憩はどうしましょうか。（発言する者あり）

それでは、暫時休憩とします。再開を１３時、再開といたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前11時55分休憩

……

午後１時00分再開

○議長（髙舘　英嗣君）　それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１２．議案第２８号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第１２、議案第２８号令和５年度日之影町一般会計補正予算（第９号）を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　それでは、４７ページの農業総務費の中から、山間地域農業持続化モデル構築事業補助金、この事業がどのようなものか説明をお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　答弁を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（平川　誠二君）　それでは、答弁いたします。

この事業は、農業を核とした複合的経営等の就農を支援することにより、担い手の確保・育成を図っていくということで、移住及び就農後、おおむね５年以内の方を対象に支援をする事業となっております。

１２月補正予算において、このモデル構築事業において、２名の農家さんへの支援を議決して

いただいておるところでございます。事業の内容、補助率の内容としましては、県が３分の１、町が３分の１を上乗せしまして、３分の２の補助を行う事業でございます。

今回の補正予算につきましては、９３９万２，０００円ということで、こちらにつきましては、この事業が令和５年度、今年度始まりましたけれども、移住者及び新規担い手を支援する法人等についても、追加で今年度限りではございますが、助成の対象とされたということから、令和６年度の事業要望をしている法人等にお声がけをして、この事業はまあ有意な事業でございますので、前倒しでの支援を検討したところでございます。

詳しい事業の内容としましては、３事業体に９つの機械と１つの施設を支援するものでございます。

内容は以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　本年度限りということですが、これは翌年、翌々年もその年度に、法人で使用できるようなことにはなりそうにないのかどうなのか、そこをお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　農林振興課長。

○農林振興課長（平川　誠二君）　この事業につきましては、県の山間地域農業持続化モデル構築事業を活用しております。県の要綱によりまして、この今年度限り法人を認めるということで追加で話がきましたので、このような支援を検討したところでございますが、来年度以降についてはまだ情報はありませんので、その辺の情報収集は、今後もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑は。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　それでは、ただいまの関連をさせていただきたいというふうに思いますが、当面では９つの機械と施設というふうな具体的な内容が示されたところでありましたけれども、この９つの機械とはどういう機械ですか。当然、農業機械でしょうけれども、分かればこの機械、それから施設もそれに資する倉庫的なものなのか、作業施設なのか、この施設の内容もお聞かせください。

○議長（髙舘　英嗣君）　農林振興課長。

○農林振興課長（平川　誠二君）　では、お答えします。

今回検討しました導入機械等につきましては、田植機、乾燥機、コンバイン、ハンマーナイフモア、ドローンというような機械等になっております。施設につきましては、倉庫周辺、建物周辺の舗装を予定しております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　それでは、５ページの繰越明許費の２段目、民間賃貸住宅建設促進事業補助金についてお伺いいたします。

民間住宅ができることは非常に喜ばしいことですが、これ予算化された議会で補助金の予算化のタイミングがどうかというのが同僚議員から質疑があったように感じますが、これが繰り越しになった理由をお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　地域振興課長。

○地域振興課長（工藤　富士君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、この事業につきましては、昨年の９月の議会で補正をさせていただきまして、町内の賃貸住宅の建設に当たりました支援ということで、官民あげて移住定住を進めていこうという趣旨の下に行ったものでございます。

１２月から状況を把握をし、本人との確認等も並行してやっておりましたが、主な理由としましては、お願いしております事業者さんのほうで作業員の確保が難しかったというのが一つの理由でございます。

また、用地の転用等につきましても２件思うように進まなかった部分があって、そういったところの総括な理由により繰越事業ということのお申出がございましたので、その手続を行政側として取ったところでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　ただいまの関連でありますけれども、確か記憶では、あの段階の予算計上時には、まだ農業委員会の許可が取れたやどうやというふうな状況であった記憶しているんですよね。県のほうからの許可がまだないという。そこでの指摘事項としては、計上が早すぎたんじゃないかということでありましたが、今、答弁を聞いておりますと転用がまだできてはいないということですか。

○議長（髙舘　英嗣君）　地域振興課長。

○地域振興課長（工藤　富士君）　転用に係るスケジュールといいますか、期間が思ったように時間がかかったということでございます。現在につきましては完了をしまして、具体的な作業に入っているといった状況でございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　それでは、１７ページの県補助金のところなんですけど移住定住促進支援事業、これについて説明をお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　地域振興課長。

○地域振興課長（工藤　富士君）　この事業につきましては県の事業でございまして、事業費の３分の２以内を補助いただく県の事業でございます。それに該当します本町の内容は、都市部のほうで行っております相談会、そういったものに関する経費、また移住コーディネーター等の配置に関わります経費等々を対象としまして、３分の２以内の５３万９，０００円の交付を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　相談会の経費ということでよろしいでしょうか。その行われた相談会は何名ぐらい来られて、何名ぐらい相談を受けたのか、そこをお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　地域振興課長。

○地域振興課長（工藤　富士君）　相談会のほう、東京と福岡のほうでやっておりますが、正確な数字ではございませんが、３名前後という報告でございます。福岡のほうに相談会においでいただいた女性の方が、早速、本町のほうに御相談に来られたというケースも発生しておりますので、遠方での事業ではございますが、そういった地道な活動を継続していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　それでは、ページ数は４３ページになりますが、環境衛生費の中にあります、この合併浄化槽等の補助金が減額がかなり大きいというふうな金額でありますけれども、この内容をお聞かせください。

○議長（髙舘　英嗣君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方　　誠君）　ただいまの質問についてお答えをいたします。

合併処理浄化槽につきましては、令和７年度まで設置の計画をさせております。毎年度、一応１２基ということで計画をさせておりまして、当初予算では見越し予算ということで１２基分の補助金の金額を上げさせていただいております。令和５年度におきましては６基の浄化槽の整備がございましたので、６基分の金額が確定いたしましたので、今回減額という形になります。

以上でございます。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　今、本町のこの合併処理浄化槽等の普及率は、おおむねどれぐらいですか。

○議長（髙舘　英嗣君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方　　誠君）　お答えをいたします。

本町の現在の合併浄化槽、浄化槽の設置状況につきましては、９９５基設置をしております。

以上でございます。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　おおむね１，０００基ということでいいとかな。ならばパーセンテージにおこさんでもいいですね、世帯数がおおむね分かっていますので。非常にこの合併処理浄化槽推進については頑張っていただいているわけでありますけれども、やっぱり河川の環境関係から考えると、今回の減額が、これもうちょっと啓発的なものが、時系列に補正の中でも運用する中で、何か手立てはなかったものでしょうか。

○議長（髙舘　英嗣君）　町民福祉課長。

○町長（佐藤　　貢君）　お答えをいたします。

合併浄化槽等の普及につきましては、例年１１月頃に次年度の浄化槽等の設置の予定の調査等を行っておりまして、それで把握をしているところでございます。

生活排水等の状況を考えますと、浄化槽を設置していただくのが非常にありがたいことでございますが、家の地形上設置ができないとか、そういうところもありますので、その状況を鑑みながらですね、今後も含めまして浄化槽の設置について普及啓発等を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。小川輝久君。

○議員（３番　小川　輝久君）　５３ページの有害鳥獣対策費、これが５４ページにかけて、鳥獣保護区等被害防止対策事業補助金と、次ページになりますと、鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業補助金、合わせて５７０万円ほど減額になっておりますが、この内訳と事業の内容についてお聞かせください。

○議長（髙舘　英嗣君）　農林振興課長。

○農林振興課長（平川　誠二君）　それでは、答弁させていただきます。

まず、鳥獣保護区等被害防止対策事業補助金につきましては、有害獣によります被害を防止するための電気牧柵器の設置を支援するものでございます。県と町、併せて３分の１ずつ、３分の２を助成をしておりますけれども、まず申請する、県への申請をする標準単価が決まっております。この単価は、実際の見積入札を行った後の導入価格と比べますとかなり高い標準事業費となっておりまして、この申請によります事業費が当初、予算の確定、獲得する段階で高うございまして、入札、見積入札後の実際の導入総事業費が下がるということで、今回、減額の措置を取らせていただいております。

要望数につきましては、１００％農家さんへの要望には応えている状態でございます。

続きまして、鳥獣被害防止総合対策交付金事業につきましては、この減額に関係します事業につきましては整備事業に当たりまして、ワイヤーメッシュ柵の設置事業でございます。今年度、１３の集落からの要望がありまして、実際は１１集落、５，６００メーターほどの実績を計上しておりますけれども、２集落におきまして、既設のワイヤーメッシュ、既に前年度までに張った既設のワイヤーメッシュ柵との調整が必要だということで、その調整を図るために、今年度、事業から一旦除外をさせて申請を見合わせたところでございます。この２つの集落につきましても、継続して県との調整は行っておりまして、調整がつき次第、ワイヤーメッシュ柵の設置をしていきたいと考えております。２集落で８６８メーター分が、今回、減額となっております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　小川輝久君。

○議員（３番　小川　輝久君）　電気牧柵のほうは分かりましたが、このワイヤーメッシュ事業につきましては、８６８メーターが今年度はできなかったということですが、これはこのワイヤーメッシュもやはり高齢者とか人口減少も伴って、田舎のほうでも非常にメッシュは頂いたけれども、張る手間が非常に厳しいというような家庭、地域もあるんじゃなかろうかと思いますが、この８６８メーターをそっくり減額するということではなくて、それを再度、欲しいと言ったら語弊がありますけれども、そういったところに少し余裕はありますよとかいったようなことはできなかったものかお伺いをいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　農林振興課長。

○農林振興課長（平川　誠二君）　このワイヤーメッシュ柵につきましては、ほかの電気牧柵器の事業等も踏まえまして、毎年８月ぐらいに各集落の事務連絡員さんを通じて事業要望を取っております。

小川議員が御指摘のとおり、ほかの集落でもし余力があるところ、欲しいところにということでございますが、令和５年度の事業につきましては、そこまでちょっと頭が、見当がいかなかったというところが現状でございます。毎年、事業要望を取りまして、必要な箇所についてほぼ１００％で設置をしてきておりますので、今後も引き続き事業要望のありました集落には支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（５番　甲斐　睦彦君）　５３ページが出ていますので、林業総務費のなかのですね、町単であります森林整備事業補助金６７５万円、これの説明をお願いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　農林振興課長。

○農林振興課長（平川　誠二君）　お答えします。

町単の森林整備事業補助金につきましては、例年、造林、下刈り、除間伐、防護柵設置の森林整備事業への上乗せ補助として町単独で支援をしておるところでございます。当初、予算では１，６００万円ということで予算を計上させていただいております。この際のそれぞれの面積が、造林でしたら３９ヘクタール、下刈りでしたら１７０ヘクタールというような形で、ある程度見込みで計上をさせていただいておりますが、実際に年度末に実績が出てきてみないと当該年度の事業費が分からないというのが現状でございます。毎年この３月に補正予算を組ませていただいて、足らない分は増額、１，６００万円で足りる分については減額補正ということでさせていただいております。

今年度の実績を申しますと、増林が５４ヘクタールほど、下刈りが２０２ヘクタール、除間伐が２６ヘクタール、防護柵が１万９，０００メーターほどになっております。

先ほども申しましたとおり、年度末ではないと実績が分からないというところもありまして、年度当初の予算につきましては１，６００万円ということで計上をさせていただいて、最終的な実績がまとまった時点で調整をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　関連で、除間伐が２６ヘクタールだったと思うんですけど、この２６ヘクタールというのは周辺市町村、例えば諸塚だとかと比べて、これは多いのか少ないのかをお伺いいたします。例えば、五ヶ瀬、高千穂、延岡あたりでも結構です。

○議長（髙舘　英嗣君）　農林振興課長。

○農林振興課長（平川　誠二君）　質問にお答えしますけれども、近隣市町村の森林整備の実績を今手元に持ち合わせておりませんので、これにつきましてはまた、後ほど後日でも御返答させていただきたいと思います。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか、後ほど報告ということで。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　それでは、地方債の補正についてお尋ねをいたしたいと思いますが、６ページでありますが、この緊防債の減額をお聞かせください。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

緊防債の減額につきましては、積載車の導入を今年１台導入を計画しましたところでございますが、入札によりまして事業費が減額となりましたので、その部分の緊防債の分を減額をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　積載車を、もう一回いいですか。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　積載車を１台、本年度、導入を計画しまして、その入札に伴いまして事業費が減額となりました。それに伴いまして緊防債の起債のほうを減額をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　入札残ということ、ざっくり言えば。

○議長（髙舘　英嗣君）　総務課長。

○総務課長（押方　明弘君）　御指摘のとおり、入札残ということでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑は、甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　それでは、１９ページの中の社会教育が所管いたします文化財の保存整備事業の１２万７，０００円でありますけれども、いつもこれは議会でいろいろやり取りがあっておりますけれども、この補正の具体的な中身をお聞かせください。

○議長（髙舘　英嗣君）　教育次長。

○教育委員会教育次長（平川　浩二君）　こちらの事業につきましては、国・県の補助金を使いまして、旧第３五ヶ瀬川橋梁の調査を行っているところですが、事業費は変わりませんが、国の補助金４１３万２，０００円も変わりません。県の補助金のほうが２分の１の予算内の範囲内でということになっておりまして、今回、最初に交付決定いただいていました１２万７，０００円に同額の１２万７，０００円を追加で頂く形になりまして、全体で２５万４，０００円の県費の補助金がついたということになっております。

以上となります。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　第３号五ヶ瀬川橋梁はどこの橋だったですかね、これは。

○議長（髙舘　英嗣君）　教育次長。

○教育委員会教育次長（平川　浩二君）　吾味橋の横の、旧八戸に行く途中の橋という形のダムの上に架かっているというか、ＴＲ跡地の。

以上となります。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　予算委員会のごとある、これは例の鉄道遺産橋ですか。そう言っ

て貰ったら、もう質問はせんちゃけん。

○議長（髙舘　英嗣君）　教育次長。

○教育委員会教育次長（平川　浩二君）　すみません、答え方が申し訳ありません。そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第１２、議案第２８号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１３．議案第２９号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第１３、議案第２９号令和５年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　この議案書の２ページ目なんですけど、「重要な資産の処分は次のとおりとする」という第５条なんですけど、それぞれ何年くらい、これ購入から何年ぐらい、最近のものもあるような気がするんですけど、何年ぐらい経たれているでしょうか。

○議長（髙舘　英嗣君）　病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、病院管理棟につきましては、取得年度が平成１４年度となっております。そして、病院の竣工は平成１５年の４月からとなっております。ナースコール交換機と電交換機につきまして、取得年度は令和３年度、医療情報システムにつきましては令和４年度、エックス線テレビシステムは今年度、令和５年度に取得しております。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　ただいま事務長のほうから取得の年月日の説明がありましたが、これ、金額は出ていますか。

○議長（髙舘　英嗣君）　病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君）　お答えいたします。

病院の管理棟につきましては、税抜き価格で申し上げますけれども、１０億４，４６４万７，５４１円です。ナースコール交換機、電話交換機につきましては２，０８４万円、医療情報システムにつきましては８，４５０万円、エックス線テレビシステムにつきましては１，２４０万円です。いずれも税抜き価格でお答えいたしました。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、採決します。日程第１３、議案第２９号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第２９号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４．議案第３０号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第１４、議案第３０号令和５年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、採決します。日程第１４、議案第３０号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第３０号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１５．議案第３１号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第１５、議案第３１号令和５年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　それでは、修繕費についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（髙舘　英嗣君）　建設課長。

○建設課長（佐藤　　尚君）　８ページの維持修繕費ということでよろしかったでしょうか。これは職員手当等の追加補正でありまして、水道係の職員が入籍したことによる児童手当と扶養手当の増と、あと時間外勤務手当の補正でございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　それは、この維持修繕という費目との整合性はどう見たらいいんでしょうか。

○議長（髙舘　英嗣君）　建設課長。

○建設課長（佐藤　　尚君）　維持修繕費という目の中に手当とか修繕料とかがありますので、目でいうと維持修繕費ということになっております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　確かにその款項目の目の項目に上がっているんですが、修繕となると何か違いそうな気がするんですが、制度上、これ以上、こうなっちょるとかな。

○議長（髙舘　英嗣君）　副町長。

○副町長（甲斐　敏弘君）　制度上、いわゆる維持修繕に係る費用をここの中に入れますと、その中のいわゆる職員の給与であったり、当然、原材料であったり工事請負であったりする部分で総括で維持修繕費という捉え方でございます。ですので、維持修繕に当たるための費用というふうに捉えていただけるとありがたいと思います。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　そういうのは維持修繕等を入れたらいかんわけでしょうか。行政経験の長い人たちは款項目節で入庁以来ずっとそれで来ているので、それがあたかも１つの定説でいくんでしょうけど、議員さんたちはそれぞれに民間からひょろひょろ、まあひょろひょろと言ったら何なんですが、民間から選出されて選ばれますので、やっぱりなかなかこういう行政用語の分かりにくいんです。あんたが一番長うしとって分からんとか言われたらもう返す言葉はな

いですが、あまり課長たちも答弁する機会もないので無理やりしたんです。しっかりそういうことを頭に入れて、またこの費目が、款項目がもっと分かりやすいシステムができるようになれば、また一考していただきたいというふうに思います。

○議長（髙舘　英嗣君）　副町長。

○副町長（甲斐　敏弘君）　これは、いわゆる行政用語、行政用語といいますが、行政用語の中の基本というか、こういうものはこの項目という名前まで一応指定がされておりますので、ちょっとこれをうちだけでというのはなかなか難しいものになりますが、申し訳ありませんが、そういう形で御了承願いたいと思います。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　確かに、長い歴史の中でこういう構築をしていますので分かるんですが、いずれにしても時代とともに地方自治法関係ももう昭和２０年来が、もう８０年近い歴史を引っ張ってきて難しい用語もあるんで、そういうやつはやっぱり全国に全体から発信をする作業も必要と思うんですよね。やっぱり時代に即していってもらわにゃ、なかなか分からんですよ。そういうこともあえて言わせていただいておきますので、また一考してください。

○議長（髙舘　英嗣君）　甲斐睦彦君。

○議員（５番　甲斐　睦彦君）　それでは、歳入の簡易水道の使用料が５００万円ほど減額ということなんですけど、これの説明をお願いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　建設課長。

○建設課長（佐藤　　尚君）　歳入の使用料の５００万円の減額でありますが、４月１日から特別会計がなくなりまして、公営企業会計に移行されます。公営企業は４月１日からということで、この特別会計を３月で打ち切り決算としなければいけません。３月の最終日が、３１日が日曜日になっていますので、振り替えが４月の１日となるものですから、４月以降の使用料の収入は公営企業会計のほうに入れられるということで、３月の収入見込み額相当５００万円を落としているところでございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　同じページなんですけど、一番下の水道管移設補償金、これは具体的にどこでどのようなことをして、この１２万５，０００円が発生したのかお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　建設課長。

○建設課長（佐藤　　尚君）　この雑入の水道移設補償金１２万５，０００円でありますが、これは県営の中山間地域総合整備事業で、ただいま星山地区で集落道の整備工事をやっております。その工事に当たりまして、道路の盤を下げたときに、町の水道管が露出してきたということで、

その移設工事に対する補償金でございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第１５、議案第３１号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第３１号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１６．議案第３２号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第１６、議案第３２号令和５年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第１６、議案第３２号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第３２号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１７．議案第３３号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第１７、議案第３３号令和５年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第１７、議案第３３号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたしますが、このまま継続しても大丈夫でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　それでは、このまま継続いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１８．報告第１号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第１８、報告第１号専決処分事項の報告について（専決第１号）（工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤　　貢君）　報告第１号専決処分事項（工事請負変更契約の締結）について御報告いたします。

令和４年度４年災第１４３６号鶴の平乙女線道路災害復旧工事は、令和５年３月１７日に議会の議決を頂き、契約した工事でありますが、山側切土のり面部の現場吹付のり枠工において、のり面整形後の測量の結果、吹付面積が増加したものであります。

それにより、工事請負金額が４９万１，４８３円増加し、工事請負金額が６，４２９万１，４８３円となったものであります。

地方自治法第１８０条第１項の規定による、「議会の委任による町長の専決処分について」に基づき、町長において工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

以上、報告いたします。

〔町長降壇〕

○議長（髙舘　英嗣君）　以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第１号は終わりました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１９．報告第２号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第１９、報告第２号専決処分事項の報告について（専決第２号）（工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤　　貢君）　報告第２号専決処分事項（工事請負変更契約の締結）について御報告いたします。

令和４年度４年災第１４４０号吾味椎野線道路災害復旧工事は、令和５年９月１日に議会の議決を頂き契約した工事でありますが、当該現場がカーブしており、工事着手時の詳細測量の結果、大型ブロックの下部延長に設計との差異が生じたため、大型ブロックの面積が減少したものであります。

それにより、工事請負金額が４９万６，１５７円減少し、工事請負金額が５，４５０万３，８４３円となったものであります。

地方自治法第１８０条第１項の規定による「議会の委任による町長の専決処分について」に基づき、町長において工事請負変更契約の締結を処分したものであります。

以上、御報告いたします。

〔町長降壇〕

○議長（髙舘　英嗣君）　以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（８番　甲斐　徳仁君）　それでは、御質問をいたします。

この報告１も２も順調に工事のほうですね、計画どおり進んでいるということでよろしいでしょうか。

○議長（髙舘　英嗣君）　建設課長。

○建設課長（佐藤　　尚君）　この報告専決第２号につきましては、吾味椎野線の吾味の災害普及工事でございますけれども、当工事はもう完成しておりまして、その上部の大型ブロック積みと舗装工事の発注も既にしておりまして、現場で確認しましたら、５月いっぱいには完成するだろうということでございます。

１号につきましては、若干進捗が悪かったんですけれども、悪いというのが舗装工事が基幹林道高千穂日之影線の乙女大橋の舗装とだぶったものですから、それが完了後、舗装工事をやる予

定でございます。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第２号は終わりました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２０．議案第３４号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第２０、議案第３４号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤　　貢君）　議案第３４号工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

日之影旧庁舎跡地整備工事は、令和６年３月１４日、４社による指名競争入札の結果、株式会社木下組が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事場所は日之影町大字岩井川新日之影下で、工期は令和６年４月から令和６年１１月までの予定であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（髙舘　英嗣君）　以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　いよいよ工事締結から施工が始まるわけですけれども、私が施工に関して気になる点は１つだけ、時折、中央地区の方が触れておりました排水対策、これが、今回排水対策への要望がどのように取り入れられているかというところが気になる点であります。その意見の取扱いがこの図面の中でどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（髙舘　英嗣君）　地域振興課長。

○地域振興課長（工藤　富士君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

そういった対策等につきましては、十分、中央地区の皆さん、併せて議会の特別委員会のほうでも御意見いただいて、限られた予算でという認識の中で計画を進めさせていただきました。

雨水対策につきましては、現況の４か所のますを利用して対応というのを原則としております。また、地下地から新しく部屋を造る分については、かさ上げを４０センチほど対応し、なおかつ、

御高齢の皆さんにもらくに上がられるようなスペースを確保してやるといった機能ということで取組をさせていただきました。

あの雨水、今後、雨、台風、大規模に起きた場合の対策ということになろうかと思いますが、現況では申しましたとおり予算の中でいろいろお知恵を頂きましたので、その中でこの計画で進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（髙舘　英嗣君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第２０、議案第３４号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２１．発議第１号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第２１、発議第１号日之影町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者、小川輝久君。

〔議員登壇〕

○議員（３番　小川　輝久君）　それでは、日之影町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について趣旨説明を申し上げます。

これまで、町に対する議員個人の請負については、地方自治法で禁止されておりました。近年の議員の成り手不足に対応するなど、議会の適正な運営のための環境整備を図る観点より、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、議員に係る請負に関する規制の緩和がなされ、各会計年度において、支払いを受ける請負の対価の総額が３００万円を超えないものを議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされたことにより、日之影町議員の町に対する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公平及び公正及び事務執行の適正を図るため、条例及び規定を制定するものであります。

以上、地方自治法第１１２条及び日之影町議会会議規則第１４条第２項の規定により提案いたします。皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

〔議員降壇〕

○議長（髙舘　英嗣君）　以上で、日之影町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第２１、発議第１号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２２．発議第２号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第２２、発議第２号日之影町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者、甲斐睦彦君。

〔議員登壇〕

○議員（５番　甲斐　睦彦君）　それでは、日之影町議会基本条例の一部改訂について、趣旨説明申し上げます。

議会基本条例は、議会の果たすべき役割及び責任を明確にするとともに、町民に開かれた議会をさらに充実させるため、規定について検討を加え、必要に応じて基本条例の改正を行うものとあることから、今回、災害などの場合における議会の在り方について、日之影町議会災害対策会議の設置の条文を加えるものであります。

以上、地方自治法第１１２条及び日之影町議会会議規則第１４条第２項の規定により提案いたします。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

〔議員降壇〕

○議長（髙舘　英嗣君）　以上で、日之影町議会基本条例の一部を改正する条例の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第２２、発議第２号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、発議第２号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２３．発議第３号

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第２３、発議第３号監査請求に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者、久保優一君。

〔議員登壇〕

○議員（１番　久保　優一君）　それでは、趣旨説明をさせていただきます。

監査請求に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。本町においては、交際費支出に関して内部規則はあるものの、明確な条例としての定義はなく、条例を制定している自治体を参考にすると、各種催事においての交際費支出に関し、明確に基準や金額までの明記があります。明確な定めがないことにより、議会としての監視機能を働かせる基準が曖昧になり、判断基準が俗人的になる恐れもあります。交際費において、支出基準を明確にするべき対象は、町長、議長、教育長であり、疑義が生じれば、議会は協議し、事の整合を明らかにせねばなりません。その一環として、令和５年１２月に行われた催事においての公金支出に対する整合性を再度検証するために、地方自治法９８条にのっとり、議会による監査請求を行うものであります。

このたびの請求は、厳しい町内における経済状況を鑑み、より一層の公金支出の公正、公平性を踏まえて提出されるものである。より開かれた町政を住民に示すための前進的な行いであり、当局においても御協力をお願いいたします。

以上、地方自治法第１１２条及び日之影町議会会議規則第１４条第２項の規定により提案いたします。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

〔議員降壇〕

○議長（髙舘　英嗣君）　以上で、監査請求に関する決議の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第２３、発議第３号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙舘　英嗣君）　起立多数であります。よって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２４．公立病院の広域医療等に関する特別委員会中間報告

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第２４、公立病院の広域医療等に関する特別委員会中間報告を行います。

公立病院の広域医療等に関する特別委員会の調査に付された事件について、委員長の報告をお願いいたします。

委員長、小川輝久君。

〔公立病院の広域医療等に関する特別委員長登壇〕

○公立病院の広域医療等に関する特別委員長（小川　輝久君）　それでは、公立病院の広域医療等に関する特別委員会の中間報告をいたします。

令和元年１２月に設置した本委員会は、本年３月までに１３回の委員会を開催いたしました。

委員会では、西臼杵地域公立病院統合再編準備室から３町公立病院の現状分析や将来予測の調査報告、監査法人トーマツとの意見交換等を通し、町の医療形態の課題、町民の統合再編に係る意見の集約、統合後の財政負担等の協議を重ねてきました。

そして、本年４月１日に経営統合するに当たり、本特別委員会の設置目的がおおむね果たされたところであります。

しかし、令和９年度までの中期経営計画案が提示されましたが、今後の３町病院の役割や機能が計画的に進むことは流動的なことも予想され、３町公立病院の統合後、事業経過を検証し提言

することも必要になることも考慮し、継続審査等する結論に至りました。

以上で、特別委員会中間報告といたします。

〔公立病院の広域医療等に関する特別委員長降壇〕

○議長（髙舘　英嗣君）　以上で、公立病院の広域医療等に関する特別委員会中間報告は終わりました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２５．閉会中の継続審査の申し出について

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第２５、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、継続調査とすることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２６．議員派遣について

○議長（髙舘　英嗣君）　次に、日程第２６、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条第１項の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙舘　英嗣君）　異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（髙舘　英嗣君）　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

令和６年２月２９日から２０日間の会期をもって開会しました令和６年第１回日之影町議会定例会は、本日無事に最終日を迎えることができました。皆様方の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

令和６年第１回日之影町議会定例会は、これにて閉会いたします。御苦労さまでした。

午後２時12分閉会

―――――――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員